

悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について

悪臭防止法に基づく悪臭の規制の方法が変わります。

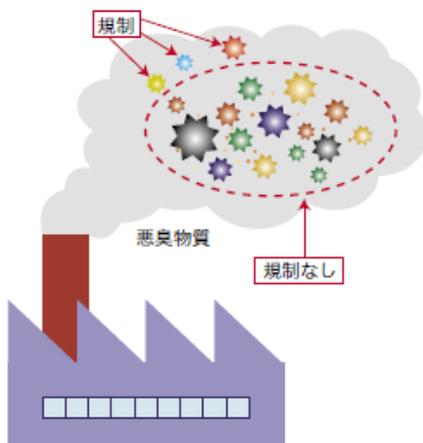
生活環境の保全のため、これまで沼津市内では、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、アンモニア等 22 種類の特定悪臭物質毎の濃度で規制する「物質濃度規制」により、規制を行ってきました。

これまでの「物質濃度規制」は、特定の悪臭物質を排出する事業場等に対しては一定の効果をあげてきましたが、いろいろな物質のにおいが混ざりあった複合臭には対処できない場合もあることから、複合臭にも対応が可能となるよう、人の嗅覚を用いて臭いを判定する「臭気指数規制」を導入します。

これまでの規制との違い

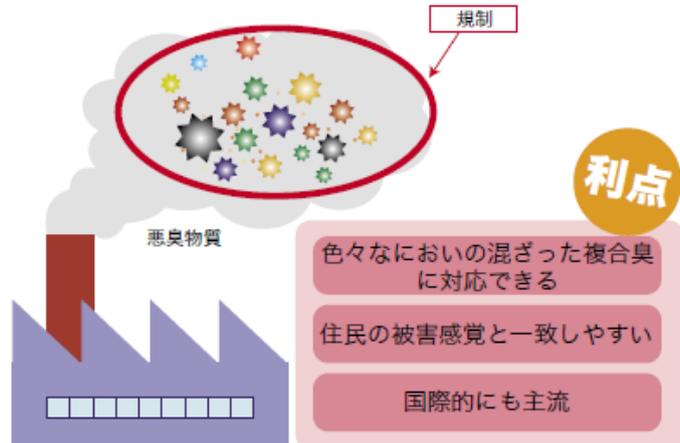
従来の規制（特定悪臭物質規制）

特定の悪臭物質毎の濃度で規制



臭気指数規制

におい全体の程度で規制



新しい規制基準

(1) 規制地域

都市計画法の規定に基づく都市計画区域及び戸田地域が規制対象の地域になります。

(2) 規制対象

規制地域内にある全ての工場・その他の事業場が対象になります。

(3) 規制基準

(悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)

①敷地境界線上における規制基準（1号基準）

規制地域の区分		臭気指数
A区域	住居系の地域	1.2
B区域	商業系の地域 準工業地域	1.5
C区域	工業地域・工業専用地域 市街化調整区域 戸田地域	1.8

※上記の指定にかかわらず、図に示すD区域については、当分の間、規制基準を2.1とします。

②気体排出口の規制基準（2号基準）

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、算出した臭気指数又は臭気排出強度

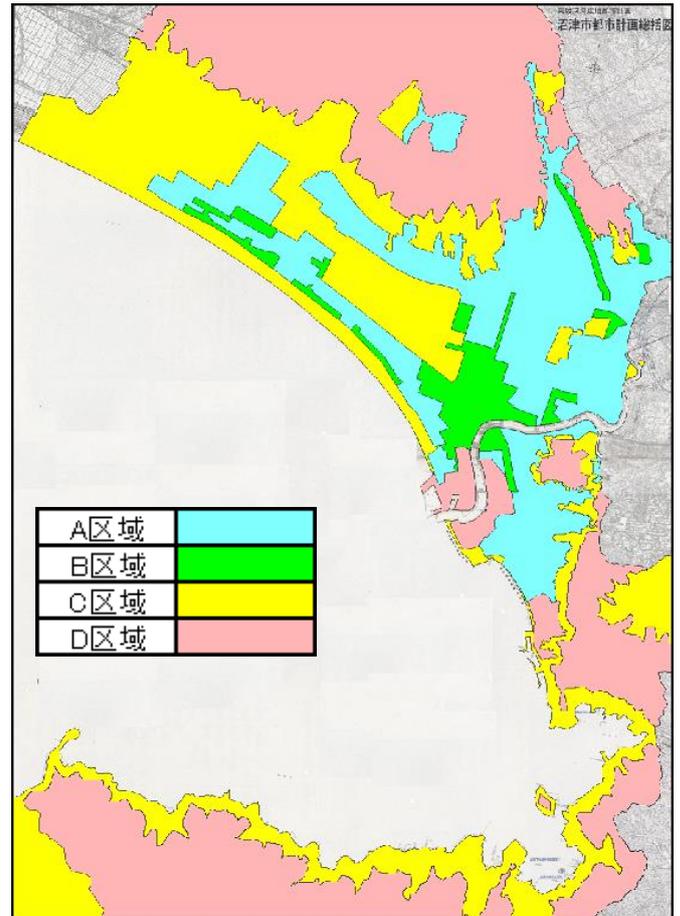
③排水水における規制基準（3号基準）

1号基準の臭気指数に1.6を加えた値

(4) 施行日

平成22年9月1日

悪臭規制地域図（概要図）



写真の出典：環境省パンフレット「悪臭防止法の手引き」

臭気指数とは

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

例えば、臭気を100倍に希釈したとき、大部分の人がにおいを感じなくなった場合、臭気濃度は100、その臭気指数は20となります。



写真の出典：環境省パンフレット「臭気指数規制導入のすすめ」

「臭気指数規制」では、規制区域の区分ごとに、敷地境界上における規制基準を臭気指数10～21の範囲で定めることとされており、沼津市においては、A区域で「臭気指数12」、B区域で「臭気指数15」、C区域で「臭気指数18」と決めました。ただし、上記の指定にかかわらず、別図に示したD区域では当分の間「臭気指数21」とします。

悪臭を防ぐために

悪臭を未然に防ぐために、悪臭発生状況の調査・原因の究明・対策の検討などの取組が必要です。簡単な対策でも悪臭が軽減することがあります。

(1) 工場・事業場周辺の調査

- ・気体排出口（煙突等）の向き、高さ
- ・窓や出入口の開閉状況
- ・近隣住居等との距離
- ・空気の流れ、植栽の状況 等

(3) 悪臭改善対策の検討

- ・原料等の搬入、保管方法の改善
- ・清掃の実施、焼却行為の禁止
- ・営業、操業時間の変更
- ・原材料の変更 等

(2) 悪臭原因の究明

- ・においの発生源調査
- ・においの頻度、種類の特定
- ・においの発生作業、工程の調査（製造工程以外についても実施）等

(4) 脱臭装置等の導入検討

- ・発生源にあった脱臭装置等の導入
- ・排出口の向き、高さの変更
- ・発生源の密閉化
- ・植栽の実施、配管等の修理 等

○屋外に、においを出さないために

屋外では、悪臭を発生する作業は行わないようにしましょう。

屋外で悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材等をみだりに焼却する行為は禁じられています。

行政処分等について

規制基準を満足しないことにより、周辺的生活環境が損なわれ、苦情が発生した場合には、事業者には適切な対策を講じていただきます。苦情が解決しない場合には行政処分や罰則規定が適用されることもあります。

行政処分

規制地域内の事業場には、規制基準が適用されています。この基準に適合せず、苦情が発生しても適切な対応をとらない場合は、改善勧告や改善命令が出される場合があります。また、改善命令に従わない場合の罰則規定もあります。

事故時の措置

規制地域内の事業場において事故などで悪臭が発生した場合には、すぐに応急措置を講じた上で、市役所環境政策課へ連絡して下さい。状況により応急措置を命ずることがあります。

各種お問い合わせ

悪臭の苦情については、環境政策課にお問い合わせください。専門的なことからは、以下の機関でも受け付けています。

○臭気全般について

(社)におい・かおり環境協会 <http://www.orea.or.jp/> TEL 03-6233-9011

○脱臭設備について

(社)日本産業機械工業会 <http://www.jsim.or.jp/> TEL 03-3434-6821

参考文献等

環境省のホームページに悪臭対策についての紹介がありますので参考にしてください。

<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

○「ひと目で分かる「脱臭装置」選択ガイド」 環境省水・大気環境局大気生活環境室

○「防脱臭技術の適用に関する手引き」 環境省水・大気環境局大気生活環境室 等

このパンフレットに関する問合せ

沼津市生活環境部環境政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1 TEL : 055-934-4740 FAX : 055-934-3045

e-mail : kankyo@city.numazu.lg.jp